

## 議案第35号

さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水勇人

### さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例

さいたま市監査委員条例（平成13年さいたま市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第10条 法第75条第3項及び第5項の規定による送付、公表及び提出、法第199条第9項及び第13項の規定による提出及び公表（議会の請求又は市長の要求に係る結果に関するものに限る。）、法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定による提出（市長又は管理者の要求に係る結果に関するものに限る。）並びに法第243条の2の2第3項（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定による決定は、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第10条 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る結果に関するものに限る。）、法第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る結果に関するものに限る。）並びに法第243条の2第3項（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。